

# 東串良町地域公共交通計画策定業務委託 仕様書

## 1. 業務の名称

東串良町地域公共交通計画策定業務委託

## 2. 業務の目的

少子高齢化や人口減少等の社会問題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大により人々の外出が制限されたことから、公共交通の利用者がさらに減少し、交通事業者や自治体の財政負担が増加するなど、東串良町における地域公共交通を取り巻く環境は厳しい状況にある。

住民生活の確保・維持のために、町民の通勤や通学、買い物等に考慮した利便性が高い持続可能な公共交通網の構築は喫緊の課題となっている。

以上のことから、本町の地域特性を考慮した地域公共交通の再編をすべく、地域公共交通のマスタープランとなる東串良町地域公共交通計画を策定するものである。

## 3. 対象地域

東串良町全域とする。

## 4. 業務の期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 5. 業務の内容

現時点で想定する業務内容は下記のとおりである。なお、受託者の提案を踏まえ、協議の上、内容の変更および調整を行うこととする。

### (1) 計画の準備

業務の目的・趣旨を把握したうえで、業務計画書を作成する。

### (2) 地域概況及び公共交通の現況整理

#### ①地域概況の整理

町内の人口動向、人口分布、主要施設の立地や公共交通体系、その他関連する統計資料等の整理を行い、東串良町の現状を把握する。

#### ②公共交通の現況整理

町内の公共交通の路線別の利用状況や収支状況など、町や交通事業者が保有するデータを整理する。

#### ③上位・関連計画の整理

総合計画等の上位計画に示された町の将来像を整理し、まちづくりの方向性や公共交通体系のあり方を検討するための基本的な事項を把握する。

(3) 移動実態や公共交通に対するニーズ等の把握

①住民アンケート調査

住民の公共交通利用実態や現状のサービスに対する評価、今後の公共交通サービスに対する意向等を把握するために、住民を対象にアンケート調査を実施する。町内 1,200 世帯を対象とし、回収率は 30%を想定する。宛名ラベルは発注者で準備する。

②民生委員アンケート調査

移動に関する高齢者の生活課題やニーズ等を把握するために、民生委員 20 名を対象にアンケート調査を実施する。回収率は 80%を想定する。宛名ラベルは発注者で準備する。

③関係者へのヒアリング調査

より詳細な地域住民の移動実態やニーズ把握、移動手段の供給側が抱える問題点等を把握するため、関係者への聞き取り調査を実施する。交通事業者、庁内関係課等。

(4) 東串良町地域公共交通の問題点及び課題の整理

前項までの調査結果より、東串良町における公共交通の問題と課題を整理する。

(5) 東串良町地域公共交通計画（案）のとりまとめ

①基本的な方針・目標の検討

対象地域における将来像と地域公共交通が果たすべき役割、問題点や課題などを明確にした上で、地域公共交通の活性化・再構築のための基本的な方針や目標を設定する。

②目標に位置づける事業の検討

目標を達成するために実施すべき施策・事業を検討し、各施策・事業の実施主体や実施スケジュールを整理する。

事業実施・計画評価、次期計画の策定といった計画期間における PDCA サイクル・スケジュール案を設定するとともに、予算要求時期や議会等のタイミングを考慮した年度ごとの PDCA サイクルを検討する。

③計画とりまとめ

協議会やパブリックコメント等での議論・意見等を踏まえた計画とりまとめを行う。パブリックコメントの実施支援や、概要版の作成を含む。

(6) 報告書の作成

実施した調査内容や計画策定の結果等を取りまとめて、業務報告書を作成する。

(7) 協議会等の運営支援

①東串良町地域公共交通活性化協議会の運営支援

協議会の開催に際し、資料作成、出席、議事録作成を行う。開催回数は 3 回程度を想定し、資料の印刷は発注者で対応する。

②協議・打ち合わせ

業務を円滑に進めるため、事務局と受託者の協議・打ち合わせを 5 回程度行う。

## 6. スケジュール（予定）

項目	日程
計画の準備	契約締結日から令和6年8月
地域概況及び公共交通の現況整理	契約締結日から令和6年8月
移動実態や公共交通に対するニーズ等の把握	契約締結日から令和6年9月
東串良町地域公共交通の問題点及び課題の整理	令和6年10月から令和6年12月
東串良町地域公共交通計画（案）のとりまとめ	令和6年12月から令和7年2月
パブリックコメント	令和7年2月
計画の策定	令和7年3月

## 7. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、仕様の詳細は協議の上、決定する。

- (1) 業務報告書（A4版） 1部
- (2) 東串良町地域公共交通計画（A4版） 製本 30部
- (3) 東串良町地域公共交通計画（概要版） 30部
- (4) 電子媒体（CD-R等） 一式
- (5) 本業務において収集および作成した資料および電子データ（CD-R等） 一式  
※電子媒体については、(1)から(3)それぞれをPDFおよび加工可能なデータ形式（ワード、エクセル等）で作成する。

## 8. 留意事項

### (1) 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様の定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。

### (2) 受託者の責務

受託者は、業務の遂行にあたり技術を最大限発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定められない内容であっても積極的に提案を行うこと。

### (3) 業務遂行上の費用

本業務の遂行等において、本仕様書に明記のないものであっても、必要と認められる事項については、発注者と協議のうえ、原則として受託者負担により実施するものとする。

### (4) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、受注者に貸与するものとする。貸与資料については、厳重に管理するものとし、外部に漏洩してはならない。また、業務完了後速やかに返却するものとする。

(5) 守秘義務

業務で知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らしてはならない。

(6) 再委託の禁止

受託者が業務内容のすべてを一括して第三者に委託することを認めない。ただし、業務の一部を再委託したい場合は、あらかじめ事務局の承認を得ることとする。

(7) 成果品の帰属

本業務で得られた成果品の著作権は、ホームページへの掲載を含めすべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の承認を得ずに複製、使用、流用または他への公表をしてはならない。

(8) その他

業務の遂行で疑義が生じた場合は、事務局と協議のうえ、別途定めるものとする。また、納品後、成果品に契約不適合があることが判明した場合は、受託者が責任をもって是正すること。